

○自動車販売会社が下取りをした自動車に係る自動車税の種別割の過誤納還付金の取扱いについて

平成21年1月9日

税第311号

政策部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、「自動車販売会社が下取りした自動車に係る自動車税の未納徴収金の取扱いについて(昭和51. 7. 27 税第92号)」及び「自動車販売会社が下取り等をした自動車に係る自動車税の過誤納還付金の取扱いについて(平成2. 3. 31 税第277号)」の通達(以下「旧通達」という。)は廃止しますが、標記の通達を適用して還付すべき自動車税の過誤納還付金について、平成21年3月31日までの間に、旧通達の規定に基づいて口座振込の依頼があった場合には、旧通達の例により取り扱うこととしてください。

別紙

自動車販売会社が下取りをした自動車に係る自動車税の種別割の過誤納還付金の取扱いについて

(目的)

- 1 この通達は、自動車の販売を業とする者が、下取り自動車(新車の購入に伴い、売主が買主の所有する自動車を譲り受けた場合における当該自動車をいう。以下同じ。)に係る自動車税の種別割の過誤納還付金の受領に関し、納税義務者から委任を受けた場合の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

- 2 自動車の販売を業とする者で、この通達に基づく取扱いの適用を受けようとする者は、自動車税種別割の過誤納還付金の代理受領に関する依頼書(第1号様式)を自動車税管理事務所に提出するものとする。

(委任状等の取得)

- 3 2により自動車税種別割の過誤納還付金の代理受領に関する依頼書を提出した者(以下「自動車販売会社」という。)は、下取り自動車に係る自動車税の種別割の過誤納還付金を代理受領しようとする場合には、納税義務者から委任状(第2号様式)及び印鑑証明書(以下「委任状等」という。)を取得するものとする。

(還付手続)

- 4 下取り自動車に係る自動車税の種別割の過誤納還付金の還付については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 自動車販売会社は、下取り自動車について抹消登録、課税除外その他自動車税の種別割の過誤納還付金が生じる事由が発生した場合(発生することが確実である場合を含む。)には、当該事由が発生した日の属する月の翌月の自動車税管理事務局長が定め

る日までに、ディーラー口座振込依頼連絡票(その1)(第3号様式)若しくはディーラー口座振込依頼連絡票(その2)(第4号様式)又はこれらのいずれかの内容を記録した磁気テープ(以下これらを総称して「連絡票等」という。)を自動車税管理事務所長に提出するものとする。

(2) 自動車税管理事務所長は、(1)により連絡票等の提出を受けた場合には、オンライン端末機(電子計算組織における税務電算処理システムに接続する端末機をいう。以下同じ。)により、所要の入力を行うものとする。

(3) 税務指導課長は、連絡票等に記載(磁気テープへの記録を含む。以下同じ。)された下取り自動車について自動車税の種別割の過誤納還付金が生じた場合には、ディーラー口座振込依頼分チェックリストを出力し、自動車税管理事務所長に送付するものとする。

(4) 自動車税管理事務所長は、(3)によりディーラー口座振込依頼分チェックリストの送付があった場合には、自動車販売会社ごとに電算処理結果を確認し、自動車販売会社から、当該チェックリストに記載された下取り自動車に係る委任状等の提出を受けるものとする。

(5) 自動車税管理事務所長は、(4)により委任状等の提出があった場合には、ディーラー口座振込依頼分チェックリストと照合し、次の処理を行うものとする。

ア 照合の結果、内容が一致することを確認したときは、自動車税種別割の過誤納還付金の代理受領に関する依頼書に記載された預金口座に振り込む方法により、過誤納還付金を還付するものとする。

イ 照合の結果、内容が一致しないときは、その原因を究明するものとし、その結果、内容が一致することを確認したときは、オンライン端末機により修正入力を行うなど所要の処理を行った上で、アの方法により、過誤納還付金を還付するものとする。

ウ イによる原因究明の結果、内容が一致しないことを確認したときは、納税義務者及び自動車販売会社に連絡し、(2)の入力を取り消すなど所要の処理を行った上で、神奈川県県税取扱要領について(昭和45. 12. 15 45税第255号)第3章第7節第4の規定により、過誤納還付金を還付するものとする。

(6) 自動車税管理事務所長は、別途送付される自動車税種別割口座振込依頼分受領者別内訳書(第5号様式)の記載内容が(5)における処理内容と一致していることを確認するものとする。

(未納徴収金がある場合の取扱い)

5 下取り自動車に係る自動車税の種別割に未納徴収金がある場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 自動車税管理事務所長又は県税事務所長は、自動車販売会社が下取り自動車に係る自動車税の種別割の未納徴収金を納付する旨の申出をし、当該下取り自動車に係る委任状等を提出した場合には、ディーラーコードを記載した納付書(以下「ディーラー納

付書」という。)を作成し、当該自動車販売会社に交付するものとする。

- (2) 自動車税管理事務所長は、自動車販売会社がディーラー納付書を用いて自動車税の種別割を納付した場合において、当該自動車税の種別割に過誤納還付金が生じたときは、4の規定に関わらず、自動車税種別割の過誤納還付金の代理受領に関する依頼書に記載された預金口座に振り込む方法により、過誤納還付金を還付するものとする。

(過誤納還付通知書の交付)

- 6 自動車税管理事務所長は、4(5)又は5(2)の規定により過誤納還付金を還付した場合には、代理受領書類交付書(第6号様式)に過誤納金等還付通知書兼支払案内書(電算出力用)(神奈川県県税条例施行規則(昭和45年規則第43号)第41号様式)及び自動車税種別割口座振込依頼分受領者別内訳書を添えて、自動車販売会社に交付するものとする。この場合において、自動車販売会社は、自動車税種別割口座振込依頼分受領者別内訳書(控)の余白に「委任状に基づき、この内訳書のとおり過誤納金等還付通知書兼支払案内書を受領しました。」と記載した上で、受領印を押印するものとする。

(この通達による取扱いの中止)

- 7 自動車税管理事務所長は、特別の事情がある場合には、この通達による取扱いを行っている自動車販売会社について、その取扱いを中止することができるものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年税第398号)

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年税指第12号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成31年税指第13号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用する

ことができる。

附 則(令和2年税第1081号)

- 1 この通達は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自動車税種別割の過誤納還付金の代理受領に関する依頼書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

	所在地	
	名称 (代表者)	印
	担当	(所属) (電話番号)

当社が下取りを行った自動車に係る自動車税の種別割について、次の事項を誓約の上、納税義務者から過誤納還付金の受領権限の委任を受けた場合には、その者に代わり当社が当該過誤納還付金を受領したく、次のとおり依頼します。

受領権限 の委任を 受けた場 合の過誤 納金の振 込先	金融機関 名	銀行 支店(コード —)						
	預金の種 類	当座 ・ 普通						
	口座番号							
	(フリガ)							

	ナ) 口座名義 人	
誓約事項		
<p>1 当社が納税義務者から受領権限の委任を受けたことを証する委任状には、委任者(納税義務者)の印鑑登録証明書を添付します。</p> <p>2 納税義務者が指定する当社の預金口座については、この依頼書によりあらかじめ届け出たものに限ることとします。</p> <p>3 過誤納金還付通知書兼支払案内書の送付先については、納税義務者から当社を送付先とする委任状を提出します。</p> <p>4 3により送付された過誤納金還付通知書兼支払案内書は責任を持って納税者に届けます。</p> <p>5 過誤納還付金の受取りに関して、県と納税義務者の間で紛議が生じた場合は、一切の責任を当社が負うこととします。</p>		

※ 振込先は、この依頼書を提出した者の名義の預金口座に限る。

第2号様式

(用紙 日本産業規格A5横長型)

	処理欄(記載不要)		
	取扱者		責任者

委任状

受任者 (通知の送付先)	所在地	
	名称	

上記の者に次の自動車税の種別割の過誤納金等還付通知書兼支払案内書の受領及び過誤納還付金の受領に関する権限を次のとおり委任します。

期 別	年度分の自動車税											
	横 浜					カ ナ					車台番号 (下3桁)	

15								
20								
25								
30								
35								
40								

第6号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

代理受領書類交付書

年 月 日

(自動車販売会社) 様

神奈川県自動車税管理事務所長

過誤納金等還付通知書兼支払案内書(電算出力用)の受領に関して、納税義務者から貴社に委任があったものについて、別添のとおり交付します。

委任者(納税義務者)

ほか 名分

問い合わせ先
課 班

(電話)